

定例会議 資料	令和7年度高知県警察柔道及び剣道大会の開催について	令和7年5月28日 警務課
<p><b>1 目的</b> 警察術科の振興と警察官の気力、体力の錬成及び士気の高揚を図るため</p> <p><b>2 開催日時・場所</b> 令和7年6月6日（金）午前8時30分から午後4時ころまで（開会式：午前9時） 高知県立武道館</p> <p><b>3 選手等</b></p> <p>(1) 団体戦：柔道19チーム・剣道20チーム（156人出場） ア 柔道：県本部、高知署、高知南署、高知東署、南国署は2チーム 警察学校及びその他の署は1チーム イ 剣道：県本部、警察学校、高知署、高知南署、高知東署、南国署は2チーム その他の署は1チーム</p> <p>(2) 個人戦 ア 柔道の部：二段以上、初段以下、女性警察官の各部 イ 剣道の部：三段以上、二段以下、女性警察官の各部</p> <p><b>4 試合方法</b></p> <p>(1) 団体戦：予選リーグ上位6チームによる決勝戦 (2) 個人戦：各部ともトーナメント戦 (3) 試合時間等 ア 柔道の部 団体戦、個人戦初段以下及び二段以上の部は3分間、女性警察官の部は2分間とし、いずれも技あり又は指導の差2以上で勝敗を決し、これらが同等の場合は判定 イ 剣道の部 団体戦は3分間3本勝負で勝敗の決しない場合は引き分け、個人戦は三段以上の部が3分間、二段以下、女性警察官の部は2分間1本勝負とし、時間内に勝敗の決しない場合は判定</p> <p><b>5 進行</b></p> <p>(1) 開会式 (2) 個人戦 (3) 団体戦（個人戦全試合終了後に開始） (4) 閉会式</p> <p><b>6 表彰</b></p> <p>(1) 団体戦、個人戦：各部とも優勝、第2位、第3位 (2) 最優秀賞：各団体戦の試合で最も活躍した者 (3) 優秀賞：各団体戦の試合で活躍した者</p>		

定例会議 資料	生活安全部が所掌する許可等事務 の現状と事務担当者の育成について	令和7年5月28日 生活安全企画課
------------	-------------------------------------	----------------------

## 1 許可等事務の業務内容

### (1) 風営業務

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく各種風俗営業、飲食店営業等の許可、承認、取消し及び停止等に関する業務
- 法令に基づく立入調査、管理者講習等に関する業務

### (2) 保安業務

- 「銃砲刀剣類所持等取締法」に基づく銃砲等及び刀剣類に係る許可、講習及び行政処分に関する事務、「火薬類取締法」のうち猟銃用火薬類等に関する事務
- 法令に基づく立入検査等に関する業務

### (3) 営業業務

- 「質屋営業法」「古物営業法」「警備業法」「探偵業法」等の営業に関する法律に基づく営業の許可、取消し、停止等の行政処分等に関する業務
- 法令に基づく立入検査等に関する業務

## 2 許可等事務の取扱件数（令和6年）

風営業務	風俗営業等許可・届出件数	1,581 件	各種申請・届出件数	4,959 件
	立入調査件数	49 件	管理者講習	46 件
保安業務	猟銃等丁数	2,925 丁	猟銃所持許可申請等件数	1,129 件
	所持者数	1,656 人	初心・経験者講習申込件数	625 件
	火薬類等販売業者	26 業者	火薬類申請件数	527 件
営業業務	警備業認定・届出件数	116 業者 (135営業所)	各種申請件数(警備業)	307 件
	質屋営業許可数	16 業者	各種申請件数(質屋営業)	0 件
	古物営業許可数	2,768 業者	各種申請件数(古物営業)	258 件
	探偵業届出件数	27 業者	各種申請件数(探偵業)	8 件
	立入調査件数	543 件		

## 3 許可等事務担当者の育成

### (1) 許可等事務研修員制度の継続運用

生活安全部が所掌する許可等事務に関し、専門的知識を有する担当者を育成するため、毎年、選考基準を満たす者を1名選考して春の定期異動で生活安全企画課許可等事務担当室に異動させ、1年間にわたって関係法令の理解、各種事務処理要領及び立入検査要領等の習熟を図るための実務実習を継続している。

### (2) 許可等事務担当室による積極的指導・支援

- 新任担当者に対する異動配置前の教養、配置後の継続的個別指導の実施
- 経験年数が少ない担当者に対する都度の巡回指導、現場教養の実施
- 年1回実施している銃砲等一斉検査、各種法令に基づく立入調査等に対する事務担当室職員の積極派遣、支援

定例会議 資料	夏期の水難防止対策の推進について	令和7年5月28日 地域課
------------	------------------	------------------

### 1 水難防止対策期間

令和7年6月1日（日）から同年8月31日（日）までの間

### 2 令和6年における水難の発生状況

#### (1) 令和6年中

発生件数等		年	令和6年		令和5年		増減	
			総数	うち子ども	総数	うち子ども	総数	うち子ども
年間発生件数（件）			30	3	27	1	3	2
水難者 （人）	水死者	死者	14	1	13		1	1
		行方不明者	1				1	
		合計	15	1	13		2	1
	負傷者	1		3		△ 2		
無事救助			17	3	16	1	1	2
合計			33	4	32	1	1	3

※ 子どもは中学生以下の数を示す。

#### (2) 令和6年夏期（6月から8月までの間）

発生件数等		年	令和6年		令和5年		増減	
			総数	うち子ども	総数	うち子ども	総数	うち子ども
夏期における発生件数（件）			15	2	12	1	3	1
水難者 （人）	水死者	死者	8	1	7		1	1
		行方不明者						
	合計	8	1	7		1	1	
負傷者			1				1	
無事救助			8	1	5	1	3	
合計			17	2	12	1	5	1

※ 子どもは中学生以下の数を示す。

### 3 重点目標

- 子どもや観光客の水難防止
- 遊泳、レジャー・スポーツ中の水難防止
- 魚釣りや貝採り中の水難防止
- 釣具店・レジャー用品販売店等に対する広報啓発活動の推進
- 遊漁船・観光船等に対する安全対策の推進

### 4 水難防止対策期間の取組

#### (1) 広報活動の積極的な推進

- ミニ広報紙、交番・駐在所速報等の活用
- 部外広報誌・インターネット等の活用

#### (2) パトロール活動の強化

- 水辺におけるパトロール活動の強化
- 移動交番、警察用船舶及び警察用航空機による効果的なパトロール活動の強化

#### (3) 水難発生時における即応体制の確保

- 水難救助技能向上のための各種訓練の実施、装備資機材の点検・整備
- 消防・海保、医療機関等関係機関との連携による救助活動の展開